

# 消費者被害注意報



「支払いは後で」でも安心できない！

通信販売は契約条件や表示等をよく確認！

**事例 1** ブランドのバックが安く売られているのを見つけ、代引き配達なので商品が届いたことを確認した上で支払うことができると思い注文した。しかし届いた商品は偽物だった。販売サイトと連絡がつかず、宅配業者に返金を求めたが対応できないと言われた。

**事例 2** 「回数縛り無し」と広告にあった美容液を、後払い決済サービスで購入した。初回分が届いたので解約手続きをしようとしたところ、「定価の差額分を支払わないと解約できない」と言われた。こういった解約条件の表示はなかった。納得いかない。

「代引き配達」とは 配送業者が購入者へ商品を届ける際、同時に商品代金を集金する方法。

「後払い決済サービス」とは 商品が届いた後に、コンビニ・銀行・郵便局等で支払う方法。



クレジットカード番号等を販売業者に伝えずに決済できるため、気軽に利用できる点が大きなメリットとされている決済手段です。

## 消費者トラブル防止のために

- ▶ 注文前に料金、契約条件などをしっかり確認し、注文するか慎重に検討しましょう。
- ▶ 大幅に値引きされているなど、少しでも怪しいと感じたら取引は止めましょう。
- ▶ 「代引き配達」や「後払い決済サービス」だからといって安心せず、仕組みや特徴を理解して利用しましょう。
- ▶ 通信販売はクーリング・オフの対象外です。注意しましょう。



悪質商法  
ひっかからん藏

## 怪しい通販サイトにはご注意！

- 一般に流通している価格より極端に安い。
- 代金の振り込み先が、店名と関係のない個人名義の口座への前払いとなっている。
- 支払い方法が、クレジットカード決済のみ、銀行口座等への前払いのみ、代金引換サービスのみなど、特定の方法に限定されている。
- 販売業者の名称(会社名)、住所、電話番号などの情報が表示されていない。
- 通販サイトに記載されている日本語の字体、文章表現がおかしい。



商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ

相談専用電話

☎ 043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く